

1. 件名：原子力エネルギー協議会との面談
2. 日時：令和4年8月18日（木）16：00～18：00
3. 場所：原子力エネルギー協議会会議室（経団連会館13階）
4. 出席者：

原子力規制庁 原子力規制部原子力規制企画課 金城課長、中崎課長補佐、齋藤課長補佐、佐藤係長

原子力エネルギー協議会（A T E N A） 事務局長、他7名
電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 主管技師長

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループ マネジャー

5. 要旨：

○A T E N Aから、安全性向上評価届出の改善・活用について、これまでのCNO意見交換会での議論の状況について説明を受けた。特に、届出書の大部分を占める第1章は、主に許認可図書と重複する情報を掲載していることから、公開図書の引用や前回届出からの変更点を示す等により、簡潔でわかりやすい記載に改善したいとの説明があった。また、現行では安全性向上評価書は発電用原子炉ごと、定期事業者検査ごとに、定期事業者検査が終了した日以降六ヶ月を超えない時期に提出しているが、複数の原子炉を有する発電所においては、発電所ごとに複数号炉を同時に提出することや、届出頻度の柔軟な対応を可能としたい旨の提案があった。

○原子力規制庁から、安全性向上評価届出の改善に係る提案について、法令改正が必要なもの、法令改正は必要なく運用で対応できるものを整理し、運用で対応できるものから段階的に検討していくことを伝えた。法令改正が想定される提案である発電所ごとの提出や届出頻度の変更は、現行で届出を求められている情報を変更後も漏れなく届け出ることには可能か、制度の変更で何が改善されるのか等の論点を整理する必要があることを伝えた。また、法令改正の必要はなく運用で対応できる提案の対応を進めるには、具体的な提案に基づく検討が必要であるため、A T E N Aは資料3に示した記載イメージのような具体例を準備し、原子力規制庁に提示することが必要であることを伝えた。また、改善の方向性について、改めてCNO意見交換会や炉安審・燃安審等の場での議論も検討することを伝えた。

○A T E N Aから、第13回CNO意見交換会資料4に基づき、特定重大事故等対処施設に係る情報取扱について説明を受けた

○ A T E N A から資料 4 に基づき、A T E N A において検討中の件名と、今後の面談での意見交換の予定について説明を受けた。

6. 配布資料 :

資料 1 : NRA-ATENA 定例面談資料

資料 2 : 安全性向上評価制度の改善・活用について

資料 3 : 安全性向上評価届出の改善・活用について (運用に係る事項)

資料 4 : A T E N A 検討件名一覧

以上